

改正民法に基づく契約書改訂の要諦

●プログラム●

【開催主旨】

2020年4月1日から改正民法（債権法）が適用されるまで残すところ1年数か月です。改正民法を踏まえて自社の契約書の改訂を検討するには相当な期間をかけて慎重な検討が必要です。

本研修では、実際に使われている契約書をどのように改訂したらよいかを、代表的な条項を使ってわかりやすく解説します。

◆日 時：2018年12月7日（金） 13:30～16:30

◆会 場：東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」

◆講 師：東京霞ヶ関法律事務所 パートナー 弁護士 遠藤 元一氏

【略歴】

東京霞ヶ関法律事務所パートナー弁護士（第二東京弁護士会）

立教大学法科大学院 講師〔商取引と法〕

税務大学校講師（商法演習担当）

上智大学法科大学院 講師〔会社法と実務〕〔民法と要件事実〕（2018年～）

第二東京弁護士会住宅紛争処理センター専門委員

第二東京弁護士会金融商品取引法研究会 副代表幹事

(社)GBL（グローバルビジネスロー）研究所 理事

日本内部統制研究学会 理事

IPO中のベンチャー企業の社外監査役、監査等委員である取締役

【専門分野】

企業法務全般をてがけるが、特に倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法（使用者側）、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等

【著作】

『循環取引と実務対応』（民事法研究会、2012）

『会計不正 平時における監査役の対応』（竹村純也会計士との共著、2015）

『企業間契約書と改正民法（仮題）』（中央経済社、近刊）

論文として、『監査における不正リスク対応基準』が取締役に及ぼし得る影響（上）（下）

商事法務2023、2024号、「英国コーポレートガバナンス・コードと2016年改訂」国際商事法務45巻3号など。

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます

●受講料● 1名 〈税込み、資料代含む〉

正会員	34,560 円 本体価格 32,000 円
一般	37,800 円 本体価格 35,000 円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAX いただか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日1週間～10日前まで）受講票・請求書をお送り致します。

●申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意下さい。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2

MFP R麹町ビル2F (旧 麹町M-SQUARE)

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

182076-0302	※2018.12.7 改正民法に基づく契約書改訂の要諦		
会社名			
住 所	〒		
TEL FAX			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

改正民法に基づく契約書改訂の要諦

1. 改正民法の現状

2. 改正民法の全体像

3. 契約書の条項で改正民法による改訂を検討する必要がある条項

4. 改正民法を踏まえて契約条項を改訂する際の基本的な視点

(1) 改訂の要否・範囲は契約条項の現行民法の依存度に応じて決まる

(2) 契約条項を何と対比するのか（改正民法との対比で足りるか、

現行民法と改正民法との相違を認識した上で対比するのか）

(3) 基本的ルールに変更がある場合、どの場合に契約条項に反映させるか

5. 具体的な売買取引基本契約書についての代表的な契約条項の改訂

(1) 目的条項

(2) 目的物の引渡し等に関する条項

(3) 解除条項

(4) 期限の利益喪失条項

(5) 瑕疵担保条項

(6) 危険負担条項

(7) 不可抗力条項

(8) 損害賠償条項